

特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習開催のご案内

特定化学物質を製造、又は取り扱う作業につきましては、労働安全衛生法により特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習修了者を作業主任者に選任し、作業に従事する労働者の指揮等に当たらせることが必要です。

当協会では、この資格を取得できる講習を、岩手労働局長登録教習機関（登録番号18-11）として、労働安全衛生法に基づいて実施しております。

この講習を受講し、学科試験に合格した方に『修了証』を交付いたします。

つきましては、資格取得に必要な技能講習を、下記日程により開催いたしますので、ご案内申し上げます。

記

- 日時 令和6年6月19日(水) 9:00~16:30 (受付8:15 刈エンテション8:50)
20日(木) 9:00~17:40 (同上)
- 場所 (公財) 岩手労働基準協会 研修センター (盛岡市北飯岡1-10-25 TEL 019-681-9911)
*会場案内図は当協会ホームページでご確認下さい。
FAXでもご案内いたしますので、必要な方はご連絡下さい。
- 受講資格 18歳以上の方(18歳未満で受講の方は、18歳より修了証が有効となります。)

4. カリキュラム

1日目	2日目
8:50~9:00 刈エンテション	8:50~9:00 刈エンテション
9:00~14:10 健康障害及びその予防措置に関する知識(4h)	9:00~14:10 作業環境の改善方法に関する知識(4h)
14:20~16:30 保護具に関する知識(2h)	14:20~16:30 関係法令(2h)
	16:40~17:40 修了試験(1h)

- 修了試験 上記講習科目について修了試験を行います。鉛筆又はシャープペンシル、消しゴムをご持参下さい。

*遅刻・欠課・早退者は、修了試験を受けられませんので必ず所定時間を受講して下さい。

6. 受講料等

受講料 12,650円
テキスト代 1,980円
合計 14,630円 (消費税10%込)

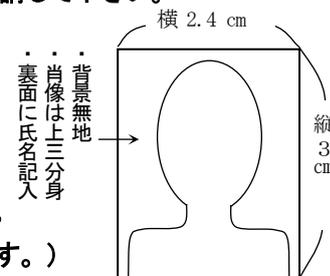
7. 申込方法

「受講申込書」により受講料・テキスト代・写真1枚(右図参照)を添えてお申し込み下さい。(事前に受付状況を電話等でご確認下さい。)

また、申込書は速やかに提出いただきますようお願いいたします。

*銀行振込の場合は、下記口座へ5月29日までに(協会窓口への持参・現金書留可)お振込み願います。

お振込みの方には、受講票発送時領収証を同封させていただきます。



岩手銀行県庁支店(普) 0103622 (公財) 岩手労働基準協会

〒020-0857 盛岡市北飯岡1-10-25 TEL 019-681-9911・FAX 019-681-1018

- 申込締切日 5月29日(水) ただし定員90名になり次第締切らせていただきます。締切日までに受講料のお支払いがない場合、予約申込みが取消されることがありますのでご注意ください。

9. キャンセルの取扱

6月12日(水)以降の申込取消については、受講料はお返しいたしません。

10. その他

受講票を郵送いたしますので、当日講習会場の受付でご提示をお願いいたします。(6/7(金)発送)

筆記用具、昼食をご持参下さい。(会場周辺にはコンビニ・飲食店があります)

当協会では、受講者を対象とした「賠償責任保険」に加入しています。

駐車場につきましては、駐車できる台数に限りがありますので、ご協力をお願いいたします。

雇用調整助成金受給事業所は教育訓練の対象になることがあります。

会場での事故・盗難等につきましては、責任は一切負えませんのでご了承下さい。

